

公 告

関門港洞海地区における関税法第24条第1項の規定に基づく「外国往来船等と陸地との間の交通場所」、「貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）」及び「船用品、機用品及び携帯品の積卸場所」について、下記のとおり令和2年4月1日から変更するので同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

（1）外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
日本製鉄株式会社八幡製鉄所戸畠泊地第1号岸壁から同第4号岸壁まで（全長1,125メートル）及び同第8号岸壁（全長280メートル）	北九州市戸畠区大字中原	岸壁けい留船と交通する者に限る
日本製鉄株式会社八幡製鉄所内浦第4号岸壁及び同第5号岸壁（全長420メートル）	北九州市戸畠区大字戸畠	岸壁けい留船と交通する者に限る

を

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区戸畠泊地第1号岸壁から同第4号岸壁まで（全長1,125メートル）及び同第8号岸壁（全長280メートル）	北九州市戸畠区大字中原	岸壁けい留船と交通する者に限る
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区内浦第4号岸壁及び同第5号岸壁（全長420メートル）	北九州市戸畠区大字戸畠	岸壁けい留船と交通する者に限る

に改める。

（2）貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
日本製鉄株式会社八幡製鉄所内浦第2号岸壁（全長437メートル）、同第4号岸壁及び同第5号岸壁（全長420メートル）	北九州市戸畠区大字戸畠	

日本製鉄株式会社八幡製鉄所戸畠泊地第1号岸壁から同第4号岸壁まで（全長1,125メートル）及び同第8号岸壁（全長280メートル）	北九州市戸畠区大字中原	
日本製鉄株式会社八幡製鉄所八幡泊地中央製品岸壁第7号岸壁から同第9号岸壁まで（全長350メートル）及び洞岡輸出製品岸壁第14号岸壁から同第18号岸壁まで（全長763メートル）	北九州市八幡東区大字前田	
日本製鉄株式会社八幡製鉄所西八幡厚板岸壁（全長320メートル）	北九州市八幡東区大字前田	

を

場所の名称	所在地	備考
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区内浦第2号岸壁（全長437メートル）、同第4号岸壁及び同第5号岸壁（全長420メートル）	北九州市戸畠区大字戸畠	
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区戸畠泊地第1号岸壁から同第4号岸壁まで（全長1,125メートル）及び同第8号岸壁（全長280メートル）	北九州市戸畠区大字中原	
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区八幡泊地中央製品岸壁第7号岸壁から同第9号岸壁まで（全長350メートル）及び洞岡輸出製品岸壁第14号岸壁から同第18号岸壁まで（全長763メートル）	北九州市八幡東区大字前田	
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区八幡製鉄所西八幡厚板岸壁（全長320メートル）	北九州市八幡東区大字前田	

に改める。

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
日本製鉄株式会社八幡製鉄所戸畠泊地第1号岸壁から同第4号岸壁まで（全長1,125メートル）及び同第8号岸壁（全長280メートル）	北九州市戸畠区大字中原	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。
日本製鉄株式会社八幡製鉄所内浦第4号岸壁及び同第5号岸壁（全長420メートル）	北九州市戸畠区大字戸畠	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。

を

場所の名称	所在地	備考
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区戸畠泊地第1号岸壁から同第4号岸壁まで(全長1,125メートル)及び同第8号岸壁(全長280メートル)	北九州市戸畠区大字中原	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区内浦第4号岸壁及び同第5号岸壁(全長420メートル)	北九州市戸畠区大字戸畠	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。

に改める。

令和2年4月1日

戸畠税関支署長 松原 昌俊